

事務連絡
令和7年6月27日

各都道府県 消防防災主管部（局） 御中
各都道府県 一般廃棄物・浄化槽担当部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）付
環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

災害時の仮設トイレやトイレカー等の円滑な活用について

平素より、防災行政及び廃棄物行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害発生時には、良好な避難生活を確保することが極めて重要であり、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)」(令和6年11月 中央防災会議防災対策実行会議令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ)等を踏まえ、令和6年12月に「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(内閣府(防災担当))等を改定したところです。特に、避難者が尊厳ある生活を避難所で送り、災害関連死等を防ぐためにも、トイレ(仮設トイレ、携帯トイレ、マンホールトイレ、トイレカー等)等の支援は重要と考えており、取組指針においても平時からトイレ確保のための協定締結等を進めるように示しております。また、本年6月より災害対応車両(トイレカー等)の登録制度の運用を開始しており、発災時に迅速に被災者支援を図る体制の構築が進んでいるところです。

発災時に仮設トイレやトイレカー等を円滑に活用するためには、関係者の適切な役割分担のもと、定期的にし尿を汲み取るなどの体制を構築する必要があります。仮設トイレやトイレカー等のし尿の汲み取りにつきましても、下記1～3の事項について、関係団体とも連携のうえ、平時から準備を行い、発災時にも適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

併せて、貴都道府県内の市区町村にも周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1. 平時からの準備について

- (1) 市町村の防災部局は、設置予定の避難所の予定人数等から必要となるトイレの数を算出し、必要に応じてトイレ確保のための協定締結等を進めるとともに、仮設トイレやトイレカー等が設置された場合に想定されるし尿汲み取りの状況等を把握すること。

- (2) 市町村のし尿処理部局は、発災時に活用可能な域内のし尿収集車の台数やし尿処理施設の処理能力等を把握しておくこと。
- (3) 発災時に被災市町村が近隣の地方公共団体や一般廃棄物関係団体と連携しし尿処理にあたることができるよう、都道府県は、近隣の地方公共団体や一般廃棄物関係団体との災害時の協定の締結を進めること。なお、その際には行政及び団体の役割や契約手順（費用負担を含む）等について、具体的に明記することが望ましい。

なお、費用負担については、仮設トイレの設置や借上げ費用は災害救助費、し尿の汲み取り経費は災害等廃棄物処理事業費補助金の活用等が想定される。
- (4) 都道府県及び市町村において、発災時の防災部局とし尿処理部局の役割分担について協議して定めておくこと。
- (5) 市町村において避難所等を地区ごとに分かりやすく地図に記載しておき、発災時にし尿収集車が自力で避難所等に到達できるよう準備を行っておくこと。

2. 発災時の対応について

- (1) 市町村の防災部局とし尿処理部局で連携をし、仮設トイレやトイレカー等の設置場所を一般廃棄物関係団体に随時共有すること。
- (2) 市町村の防災部局とし尿処理部局とで連携をし、仮設トイレやトイレカー等の設置や利用の状況を踏まえ、し尿収集車の運行計画を策定するとともに、その増設・撤去の状況等を踏まえて随時計画の見直しを行うこと。
- (3) 市町村の防災部局又はし尿処理部局は、一般廃棄物関係団体からし尿収集車到着予想時刻を入手し、避難所等に伝達すること。
- (4) 都道府県又は市町村の防災部局又はし尿処理部局は、仮設トイレやトイレカー等からのし尿汲み取り頻度を増やす必要がある場合や減らすことが望ましい場合には、一般廃棄物関係団体と調整すること。

3. 支援する際の留意事項について

- (1) 災害対応車両の登録制度の対象にはトイレカー等も該当することから、積極的に利用いただきたいこと。
- (2) トイレカー等により被災地を支援する際には、被災市町村防災部局又はし尿処理部局に到着日時・場所・活動期間を連絡すること。

【参考】

「今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性（令和7年3月環境省 災害廃棄物対策推進検討会）」

【問合せ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）付
末崎、藤川、宮本（TEL：03-3501-5191（直通））

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室
永浦、中山（TEL：03-5501-3155（直通））